

若葉台地区社協だより

発行／若葉台地区社会福祉協議会 会長 太田 正廣
旭区若葉台 3-2 連合自治会館内

地福計画ってなあに??



目指す
まちの姿

若葉台地区

出会い ふれあい 支え合い
～気軽に声をかけあい相談できるまち～

この計画は若葉台に関わる全ての人のためのものです。

※乳幼児から高齢者まで幅広い世代の人、外国籍の人、障がい児・者、若葉台に通勤・通学する人等、
様々な立場や背景のある人、だれでも



地福計画についてご説明させていただきます。
正式名称は『地域福祉保健計画』といいます。
横浜市の HP には

“横浜市の地域福祉保健計画とは、誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくりを目指し、住民、事業者、公的機関（行政・社会福祉協議会・地域ケアプラザ等）が福祉保健などの地域の課題解決に協働して取り組み、身近な支えあいの仕組みづくりを進めることを目的として、策定・推進するものです。”

と説明がされています。

横浜市・旭区・地区それぞれに計画があり、市の計画が推進できるように区が計画を立て、区の計画を推進できるように地区で計画をたてています。

そのなかでも地区別地域福祉計画はそれぞれの地区の住民で作り上げる大切な計画です。

若葉台地区では若葉台地区社会福祉協議会の理事の皆さんで1年かけて考案し、策定しました。

2004年の第1期計画が策定され、2026年は第5期計画の実行の初年度となり、計画の内容は横浜市のHP等でもご確認できます。

若葉台住民の皆様、是非一度この地福計画をご覧ください

いただき実行してみてください。旭区地域福祉保健計画マスコット

【若葉台地域ケアプラザ地域活動交流コーディネーター 長守】



賛助金募集時にいただいた意見から

一番多いのは「一人暮らしの高齢者が安心して住める若葉台であって欲しい」といった内容のもので、高齢者が安心して暮らせる街はハード面でもソフト面でも、障がいをお持ちの方々も小さなお子さんを育てている方々にも外国にルーツを持つ方々にも概ね暮らしやすい街でもあります。これらは上記の第5期地域福祉保健計画「出会う、ふれあう、助け合う」を推進することで少しずつ近づけそうです。今は数人のリーダーががんばって若葉台を引っ張っていく時代ではありません。若い世代やまだ地域デビューされていなくて埋もれている力、みんなが少しずつ力を出し合って街づくりをする時代です。みんなが、こんにちとは声をかけあうところから安心できる街づくりが始まります。そのほかの意見をいくつか紹介します。

＜提出されたご意見と地区社協の提言＞

＜意見＞日常生活の小さな困りごとや悩みから緊急事態かどうか分からないなど、いつでもなんでも相談でき

＜提言＞まちづくりセンター、なんでも相談、民生委員、ケアプラザ、どこに相談しても相談に乗ってくれます。場合によってはより良い機関につなげてくれます。

＜意見＞レンタル車椅子もあるといいなと思いました。一時的に必要という方もいるようです。

＜提言＞一時的に必要になった時はケアプラザに相談

＜意見＞子供向けのイベントをもっと増やしてほしいです。

＜提言＞現在、地区センターではこども食堂を毎月第3土曜日に開催。e-スポーツも開催。社協ではスタンプラリー。各自治会でも取り組みが見られます。

＜意見＞エレベーターが各階止まりでないため、昇り降りに不安がでてきている。安全に外出が出来る様なエ

＜提言＞電動式階段昇降車いすが市販されているようです。人的ボランティアは区社協等のボランティアセンターにお尋ねください。

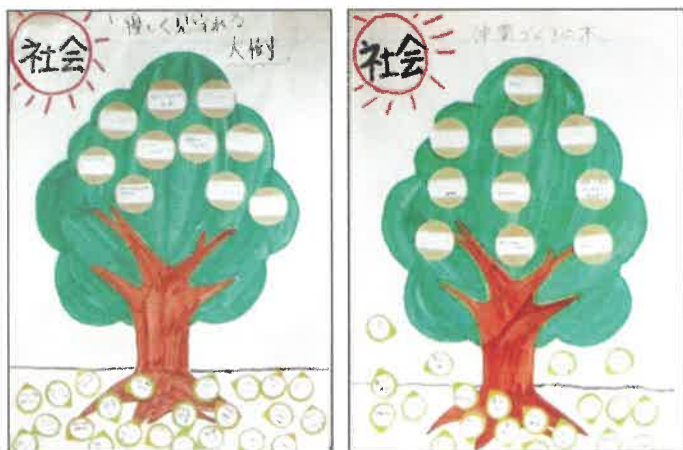
地域ケア会議って何だろう??



若葉台の地域の中でどんな人でも（主に高齢者を考えていますが）、住み慣れた地域で長くいきいきと暮らしていくために、地域の課題や支えあいについて話し合っていく会議です。

若葉台地区社会福祉協議会をはじめ、若葉台地域ケアプラザでは、若葉台の様々な企業、公的機関、ケアマネジャー、施設職員、地域の方と一緒にあって、みんなで輝いて生活できるようになるために、実行できることを考える会議を目指して、作っています。

令和7年度の最後に「若葉台でいきいきと暮らしていくために必要なこと」として全員が当事者の気持ちになりながら考えた『若葉台の樹』を作成しました。



令和8年度は、この樹をたくさんの人に見てもらいながら、樹をさらに育てられるようにしたいと考えています。できるだけたくさんの人と繋がりのもてる若葉台。若葉台の地域をみんなで考える若葉台。町のどこかにこの樹が出張するかもしれないので、その時に、みなさんのパワーを樹に頂けるとありがたいです。よろしくお願いいたします。

【若葉台地域ケアプラザ生活支援コーディネーター 大木】



卒業生への合理的配慮

本社協だよりで特集しているインクルーシブと特別支援学校卒業生に関連していると思われる新聞報道（2026.08.31読売新聞朝刊）があった。

2026年7月1日の障害者雇用促進法改定後では、一般企業の法定雇用率が2.5パーセントから2.7パーセントへ引き上げられた。これは従業員を37.5人以上雇用している民間企業は、障がい者を1人以上雇用しなければならないことを意味している。

障がい者の働く場所を雇用企業に提供する事業は、障害者雇用ビジネスと呼ばれる。2025年11月時点で、障害者雇用ビジネス事業を実施している事業者は全国で46事業者が確認され、少なくとも約1800社の企業が利用している。働く障がい者は約11,200人とされている。障害者雇用ビジネスを介して大手企業に雇われた在宅勤務の障がい者が実質的な仕事と与えられず精神的な苦痛を受けたとの不適切な事例も紹介されていた。障害者雇用ビジネスについて、厚生労働省では障害者雇用促進法の更なる改正が検討されているとの新聞報道であった。

特別支援学校高等部卒業生へ就業機会の増進と合理的な配慮が必要とされていると思う。



編集部だより



フレイル＝健康寿命、食べること、適度な運動、積極的な社会参加、フレイルを大いに楽しみましょう。(F)